

# 新型コロナウイルス感染症対策臨時号

～まちだ市民クラブ会派活動報告～

町田市議会議員

# 戸塚正人



新型コロナウイルス感染症対策について、戸塚正人は

- ① 徹底した情報公開
- ② 経済的負担軽減策として市民生活や市内事業者への町田市独自支援
- ③ 子ども達の学力や生活の格差が出さないための教育・食生活環境の整備
- ④ 自粛生活から懸念されるDVや虐待などの生活弱者への支援
- ⑤ 医療・保健所体制の強化

を町田市に提言しています!!

**①特別定額給付金 支給が始まりました!!**  
申請のあった市民に対し、一人あたり10万円が支給されます

**対象：2020年4月27日現在、町田市に住民登録のある方**

## 2通りの申請方法

### オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの方のみ

- 申請期間：2020年5月上旬から9月中旬
- 支給開始：2020年5月下旬

### 郵送申請

対象者全員に送付される申請書を返送

- 申請期間：2020年6月中旬から9月中旬
- 支給開始：2020年6月下旬

指定した世帯主の銀行口座に振り込まれます。

(※諸事情により個別の口座への振込を希望される場合は担当部へご連絡ください)

町田市特別定額給付金コールセンター

(対応時間 9:00~18:00)

# 042-724-2909

# 新型コロナウイルス感染症に対する町田市の対策

## ② 住居確保給付金 (厚生労働省)

**対象：新型コロナウイルス感染症の休業要請などで収入が減少及び失業などの状況にある方**

●住居確保給付金(住宅などの家賃補助)制度とは…  
離職者で住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象に家賃支給する制度です。今回新型コロナウイルスにより収入減少や失業などの方への配慮から、「休業等により収入が減少し住居を失うおそれのある方」という条件緩和となりました。

※詳しくは厚生労働省HPを参照ください。

### 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、**原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給**します。



申請できる方は

これまで

離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

4月30日からはさらに使いやすく

ハローワークへの求職申込みが不要に

住居確保給付金申請のご相談は  
最寄りの自立相談支援機関まで

自立相談支援機関一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→



※上記図は厚生労働省資料抜粋

## ③ 事業所の賃料補助 (町田市)

**対象：町田市内の事業者**

●町田市独自の市内事業者支援策として、  
事業者に向けた家賃補助を実施します!

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出、東京都の休業要請による店舗の休業、営業時間の短縮が実施されています。これにより事業者の資金繰りは悪化を続けており、休業要請を受ける事業者など手元資金が少ない中小企業者にとり、今後の事業継続を困難にするほどの深刻な影響を与えています。この現状を踏まえ町田市では独自の支援施策として、市内事業者の「資金繰り支援」、「事業活動の継続支援」を目的として、店舗等の賃料補助制度を創設します。

### 中小企業者家賃補助事業 概要

●補助対象者：以下の条件を満たす中小企業者・個人事業主

- ①市内に事業所を有する中小企業者(本店所在地が市外でも可)
  - ②市内に事業用の建物賃借していること
  - ③2020年1月～5月の売上高(いずれか2ヶ月)が前年同月と比較して15%以上減少していること
  - ④今後も事業継続の意向があること
- ※原則、中小企業信用保険法第2条第1項に該当するもの

●補助対象経費：家賃(店舗・事業所用)

対象月は、2020年1月から5月までのいずれか2ヶ月

●補助金額：上限40万円(家賃支払済額×補助率1/2×2ヶ月分)  
1事業所(物件)あたりの上限は40万円(1ヶ月上限20万円)

**申請方法：郵送(事前予約による窓口受付可)**

申請に必要な書類は以下ホームページをご確認ください。  
必要書類のダウンロードもできます。

専用ホームページ(町田市中小企業者家賃補助で検索)

<https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/rentoffice.html>

窓口での相談・申請は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事前予約のみとさせていただきます。ご理解・ご協力をお願いします。

<事前電話予約受付：5/25～7/25> (窓口開設期間 6/1～7/31)

町田市中小企業者家賃補助金事前予約・相談ダイヤル

**042-724-1136** (平日 8:30～17:00)

※お問い合わせが多く寄せられているため、つながりにくくなっております。  
ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承ください。

ご意見を戸塚正人にお聞かせ下さい!!

戸塚正人後援会事務所

〒194-0012 町田市金森2-16-6

TEL : 042-727-1704

FAX : 042-723-9935

E-mail: tmasato@lucky.odn.ne.jp

